

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

## 専決処分書

会計年度任用職員の休日給の支給誤り（時効分）に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月10日

足立区長 近藤 弥生

## 会計年度任用職員の休日給の支給誤り（時効分）に関する和解について

足立区は、会計年度任用職員の休日給の支給誤り（時効分）について、下記のとおり、和解する。

### 記

#### 1 相手方

足立区足立在住者 他3名

#### 2 和解の内容

足立区は、相手方に和解金として139,374円（4名分）を支払う。

#### 3 事故の概要

会計年度任用職員の休日給支給時の報酬算定において誤りがあり、休日勤務をした当該職員57名について過去3年分に遡り休日給相当の報酬が未支給であることが判明し、うち4名分139,374円が時効成立していた。